

# 店舗応援ガス 料金表

供給エリア

【東邦瓦斯株式会社の供給区域（中部地区等）】

株式会社エコログ

制定：2021年7月1日

<目次>

1 適用.....	3
2 対象となるお客さま.....	3
3 ガスプラン種別.....	3
4 料金表で定める事項.....	3
5 その他.....	5
別表.....	6

## ガス料金その他の供給条件の内容

### 1 適用

- (1) この料金表（以下「本料金表」といいます。）は、当社のガス小売供給約款(店舗応援ガス)（2021年5月1日制定、以下「供給約款」といいます。）に基づき、当社がお客さまにガスを供給するときの供給条件の詳細を定めたものです。なお、本料金表の用語の定義は、特段の定めをする場合を除き、供給約款の内容に従うものとします。
- (2) 本料金表に定めのない事項は、供給約款の定めに従うものとします。

### 2 対象となるお客さま

本料金表は、下記の全てに該当するお客さまを対象とします。

- イ 供給約款の定めに基づき、当社との間で供給契約が成立しているお客さま
- ロ 一般ガス導管事業者（東邦瓦斯株式会社）の託送供給約款で定める供給地区において当社にお申し込みをし、供給契約が成立しているお客様
- ハ 当社が、供給約款の定めに基づき、本料金表により算定された料金を支払うことができるお客さま

### 3 ガスプラン種別

ガスプランの種別と、各プランに適用される料金表及びその契約期間は以下のとおりといたします。なお、料金表はそれぞれ別表にて定めます。

ガスプラン	適用料金表
店舗応援ガス	料金表①

### 4 料金表で定める事項

- (1) 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は(2)の規定により調整単位料金を算定した場合は、その基準単位料金に替えて調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。なお、料金について、その算定の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (2) 当社は毎月(3)②により算定した平均原料価格が(3)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合には、次の算式により本料金表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を用いて(1)に従い算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第2のとおりとします。

(算式)

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき  
調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= (\text{基準単位料金} + \text{原料調整額} (0.081 \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円})) \times [1 + \text{消費税率}]$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= (\text{基準単位料金} - \text{原料調整額} (0.081 \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円})) \times [1 + \text{消費税率}]$$

（備考）

上記①の算式により調整単位料金を算定する場合の原料費調整額は小数点第3位以下を切り捨てたものとし、上記②の算式により調整単位料金を算定する場合の原料費調整額は小数点第3位を切り上げたものとします。

(3) (2) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トンあたり）

83,350 円

② 平均原料価格（トンあたり）

別表第2に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9576 + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0466$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

(4) 当社は、供給約款に定める適用料金の事前のお知らせにかかわらず(2)で定める毎月の調整単位料金を、インターネット上での開示その他当社が適当と認める方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。

## 5 その他

- (1) その他の事項については、供給約款を適用いたします。
- (2) 本料金表は 2021 年 7 月 1 日から実施いたします

以上

## 別 表

### 1 料金表

料金算定期間におけるガスの使用量が、

- ① 0 立方メートルから 20 立方メートル以下の場合：料金表 A を適用いたします。
- ② 20 立方メートルをこえ 50 立方メートル以下の場合：料金表 B を適用いたします。
- ③ 50 立方メートルをこえ 100 立方メートル以下の場合：料金表 C を適用いたします。
- ④ 100 立方メートルをこえ 250 立方メートル以下の場合：料金表 D を適用いたします。
- ⑤ 250 立方メートルをこえ 500 立方メートル以下の場合：料金表 E を適用いたします。
- ⑥ 500 立方メートルをこえる場合：料金表 F を適用いたします。

#### 料金表 A

##### イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	7 2 1 . 0 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	----------------------------------

##### ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 1 0 . 5 2 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

##### ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

#### 料金表 B

##### イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1 , 5 0 9 . 4 4 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	--------------------------------------

##### ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 6 9 . 0 3 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

##### ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

#### 料金表 C

##### イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 7 4 1. 6 6 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 6 4. 1 4 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

#### 料金表 D

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 9 7 3. 8 8 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 6 1. 7 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

#### 料金表 E

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	2, 5 1 5. 7 3 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 5 9. 4 1 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

#### 料金表 F

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	6, 7 5 3. 7 9 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	150.49円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに4(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

**2 調整単位料金の適用基準**

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定



にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。